

令和6年4月8日

郡市区等医師会長 殿

大阪府医師会

会長 高 井 康 之

(公印省略)

民法等の一部を改正する法律の施行に伴う戸籍事務の取扱いについて

この度、嫡出推定制度に関する規律の見直し等を内容とする民法等の一部を改正する法律が令和4年12月16日に公布され、本年4月1日から施行されることに伴い、日本医師会より、標題の件につき、連絡及び周知依頼がありました。

すなわち、本改正により、嫡出推定制度が見直され、再婚禁止期間は廃止することから、平成28年6月15日付日医発第295号(地Ⅲ62)にて、各都道府県医師会を通じて周知している「前婚の解消又は取り消しの日から起算して100日間を経過していない女性を当事者とする婚姻の届出の取扱いについて」の医師が作成する「民法733条第2項に該当する旨の証明書」も廃止となります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、所属の関係医療機関の会員各位に周知賜りますようご高配の程よろしくお願い申し上げます。

一般社団法人 大阪府医師会総務課企画室

Tel06-6763-7021